

国立大学法人電気通信大学事務系人事調整委員会規程

平成22年 3月19日

改正

平成22年 7月21日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学の事務系職員の人事案件について調整するため、国立大学法人電気通信大学役員会の下に、事務系人事調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成員)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 常勤の理事
- (3) 事務局長
- (4) 事務局各部長
- (5) 総務部人事労務課長

(委員会の運営及び議事)

第3条 学長は、委員長として委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として、前条に規定する委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。